

ノアサポートセンターお役立ち情報 <Vol.8>



今回のお役立ち情報は・・・

限度額適用認定証(高額療養費制度)を提示された場合の保険登録に関してご案内させていただきます。

※V6・V7 をご使用のお客様が対象です。(画面イメージはバージョンにより異なる場合があります。)

ノアメディカルシステム(株)製品をご利用のお客様向けの情報提供です。患者様への配布や、弊社ユーザー様以外の医療機関関係者のご使用は固くお断りさせていただきます。

限度額適用認定証の保険登録方法

1. 高額療養費について

薬局の窓口で支払う医療費が1ヶ月(1日から末日まで)で自己負担上限額を超えた場合、超えた額を支給する「高額療養費制度」があります。上限額は年齢や所得によって異なります。(上限額は次ページの図3をご参照ください。)

患者様は医療機関の窓口にて「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示することで、窓口での支払額を上限額までにとどめることができます。

また、直近の12ヶ月以内(当月を含まない過去11ヶ月間)に既に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回該当」となり上限額が引き下がります。

図1 多数回該当の例



ワンポイント



- 患者様より「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」の提示があった場合に適用可能です。(オンライン資格確認で限度額適用認定証の提供に同意された場合も適用可能です。)
- 70歳以上の「一般」や「低所得」区分の患者様には、多数回該当の適用はありません。

2. 保険登録

患者様がご持ちの「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」に記載されている適用区分をご確認ください。患者登録の保険登録に次ページの図3を参考に自己負担限度適用区分の登録を行います。

※『適用区分』は『所得区分』と記載されている場合もあります。

図2 保険登録 例)70歳未満、適用区分「ウ」の場合

医療保険 介護保険

保険連番 05 有効期限 平成 30年08月01日 ~ 令和 99年12月

保険番号 XXXXXXX

記号・番号 XXXXXXX XXXXXXX XX 特

保険者区分 1:本人 船員区分 : 特別療養費 :

患者負担 30% 保険負担 70%

公費① 公費② 公費③ 公費④

高年齢負担 0:なし 自己負担限度適用区分 3:ウ(一般A)

特記事項 : : : 公費特定病院

自己負担限度適用区分 3:ウ(一般A)

※V7 をご使用のお客様は、項目の位置が異なりますが登録方法は同じです。

注意事項 再来患者様で既に保険登録があり、新たに「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示された場合は、保険登録を上書きせずに**保険追加**にて登録してください。(上書きすると、過去分の会計やレセプトに影響がでます。)

図3 自己負担限度適用区分 一覧

■ 70歳以上の患者様の場合

高齢負担	認定証 適用区分	保険登録	上限額	多数回該当
		自己負担限度適用区分		
3割	提示なし	1: 現役 (VI)	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円
	現役II	2: 現役II (V)	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円
	現役I	3: 現役I (IV)	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
2割 または	提示なし	4: 一般 (III)	18,000円	-
	区分II	5: 低所II (II)	8,000円	-
1割	区分I	6: 低所I (I)	8,000円	-

※70歳以上は「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」の提示がなくても高額療養の対象になります。

提示なしの場合は、保険登録を更新する際に自動で自己負担限度適用区分が登録されます。

※75歳到達月は上限額が半額になります。

■ 70歳未満の患者様の場合

認定証 適用区分	保険登録	上限額	多数回該当
	自己負担限度適用区分		
ア	1: ア (上位A)	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円
イ	2: イ (上位B)	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円
ウ	3: ウ (一般A)	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
エ	4: エ (一般B)	57,600円	44,400円
オ	5: オ (低所)	35,400円	24,600円

ワンポイント



- 70歳以上・70歳未満共に、レセプトの「特記事項」は患者登録の「自己負担限度適用区分」を正しく設定することで自動的に出力されますので、患者登録画面での登録は不要です。
- 公費51、52、54のいずれかをお持ちの場合は、公費受給者証の「適用区分」をご参照の上、「自己負担限度適用区分」と「特記事項」の双方を登録してください。(公費受給者証と限度額適用認定証を両方提示された場合は、限度額適用認定証の適用区分を参照して「自己負担限度適用区分」と「特記事項」の双方を登録してください。)
- 医療機関毎に上限額を計算します。病院と薬局の合算ではありません。(薬局内でもレセプト単位での上限額となります。)
- 適用区分により、上限額を超えると1円単位で会計が発生することがあります。

本資料は制度や仕様の変更などで予告なく変更・削除される場合がございます。

調剤報酬算定や調剤行為ルールの解釈に係る部分につきましては「明文化されていない」「地域ごとの解釈ルールの存在」等により内容の正確性を保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接的に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。予めご了承のほどお願いいたします。



■ 本件についてのお問合先

ノアメディカルシステム株式会社 ノアサポートセンター TEL:092-283-5560

FAX 専用お問い合わせシートもご利用ください。(カスタマーサイトのホーム画面下部よりダウンロードいただけます)